

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年7月1日
【会社名】 丸藤シートパイル株式会社
【英訳名】 MARUFUJI SHEET PILING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 志村 孝一
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号
(同所は登記上の本店所在地であり、主な本店業務は下記
「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】 -
【事務連絡者氏名】 -
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号
【電話番号】 03(3639)7641
【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 浅田 耕一
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
丸藤シートパイル株式会社 札幌支店
(北海道札幌市中央区北三条西1丁目1番11
第一生命日藤中山札幌共同ビル)
丸藤シートパイル株式会社 東北支店
(宮城県仙台市青葉区二日町12番30号
日本生命勾当台西ビル)
丸藤シートパイル株式会社 関東支店
(埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目14番8号
三井生命浦和ビル)
丸藤シートパイル株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中村区名駅3丁目8番7号
ダイヤビル名駅)
丸藤シートパイル株式会社 関西支店
(大阪府大阪市中央区今橋3丁目2番20号
洪庵日生ビル)

(注) 札幌及び東北の両支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円、総額 291,268,704円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. 剰余金の処分にに関する事項

イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

当事業の現状に即し事業内容の整備と明確化を図るとともに、今後の業容の拡大に伴う新たな事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加・変更するものであります。

さらに、平成27年5月1日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条第2項（取締役の責任免除）及び第35条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 建設用資材の販売、賃貸、修理および加工 (2) <u>土木、建築、とび・土工および鋼構造工事の請負ならびに施工</u> (3) <u>上記各号に附帯する業務</u></p> <p>（新設）</p> <p>第3条～第25条 （条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除） 第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、<u>国内外において</u>次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 建設用資材の販売、賃貸、修理、<u>製作</u>および加工 (2) <u>土木建築工事の設計施工および請負</u></p> <p>(3) <u>建物、構造物の解体工事</u> (4) <u>建設に関するコンサルタント業</u> (5) <u>運送業</u> (6) <u>倉庫業</u> (7) <u>建物、設備、機器装置の保守管理および清掃業</u> (8) <u>機械器具の賃貸および販売</u> (9) <u>一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、保管、処分および再生</u> (10) <u>発電および売電に関する事業</u> (11) <u>障害福祉サービスに関する事業</u> (12) <u>農産物、海産物の生産、加工および販売</u> (13) <u>造園、園芸および緑化に関する事業</u> (14) <u>内外物資の輸出入および販売</u> (15) <u>不動産の売買、賃貸および仲介</u> (16) <u>コンピューターを利用したソフトウェアの開発および販売</u> (17) <u>損害保険代理業、旅行業者代理業および労働者派遣業</u> (18) <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第25条 （現行どおり）</p> <p>（取締役の責任免除） 第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条～第34条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条～第34条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として志村孝一、東和弘、坪井郁也、島田春樹、大川伸二、津川哲郎及び石崎久雄を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	28,273	61	0	(注)1	可決(99.78%)
第2号議案	28,297	37	0	(注)2	可決(99.86%)
第3号議案				(注)3	
志村 孝一	28,086	248	0		可決(99.12%)
東 和弘	28,111	223	0		可決(99.21%)
坪井 郁也	28,299	35	0		可決(99.87%)
石崎 久雄	28,312	22	0		可決(99.92%)
島田 春樹	28,111	223	0		可決(99.21%)
大川 伸二	28,311	23	0		可決(99.91%)
津川 哲郎	28,298	36	0		可決(99.87%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以上